



藤枝ロータリークラブ会報

会長:玉木 潤一郎 副会長:江崎 晴城 幹事:鈴木 邦昭 副幹事:平野 純也・山田 賢昭

第2344回

通常例会/小杉苑

2020-2021年度 R1テーマ



Partnership Development

ロータリーは機会の扉を開く

会長報告

玉木 潤一郎君

順心高校インターアクトクラブに訪問してきました。

21名の大所帯で、50周年の連携も含めて今年度と次年度の気持ちをお渡ししてきました。



即日、静岡新聞に光文庫の点字絵本の記事が載り、インターアクトクラブが紹介されました。学校訪問はとても楽しいひとときでした。皆さんも担当して女子高生との交流で心を洗われて下さい。

土曜に葵タワーで地区大会が開催されました。村松先生と鈴木幹事と三名で参加。オンライン参加ありのハイブリッドで約3時間のコンパクト版、会食もなくお弁当持ち帰りでしたが特に不満は無かったです。私としては苦手な各クラブ紹介が動画となり、むしろ歓迎でした。ほとんど全てのクラブの動画は、地区のガイドライン通りに作られていましたが、藤枝クラブの動画は江崎副会長が凝ってくれたおかげで会場がざわめきました。皆さんもご覧ください。

幹事報告

鈴木 邦昭君

- ・英字版 the Rotarian が届きました。
- ・日本事務局より 財団室 NEWS2021年 6月号が届きました。
- ・国際ロータリー第 2620 地区ガバナー事務所より ガバナー月信 2021.6月号が届きました。
- ・静岡理工科大学 応用言語学研究室 准教授 谷口ショイさんより 静岡方言「まめったい」に関する調査依頼が届きました。

- ・2021年5月30日(日)静岡新聞に、藤枝順心高校インターアクト部の活動の記事が紹介されました。

出席報告

仲田 廣志君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
39/42 92.85%	36/40 90.00%

- (1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)
大杉君 鈴木舜君 仲田晃君

ゲスト

フィン ティ タンさん (米山奨学生)

スマイルBOX

仲田 廣志君

- ・誕生日のお祝いありがとうございます。もう少しでゴルフのシニアの競技会に出場できます。
島村 武慶君
- ・誕生日祝ありがとうございます。竹田 勲君
- ・お誕生日のお祝いありがとうございます。元気に68才をむかえることができ感謝・感謝です。ありがとうございました。 土屋 富士子君
- ・お誕生日の例会って初めてなんじゃないかな。ありがとうございます。 森下 敏顕君
- ・妻と知り合って40年になります。おめでとうとさりげなく伝えてプレゼントを渡します。ありがとうございます。 村松 繁君
- ・お祝いありがとうございました。結婚して40年近くたっていますが、心新たに当時を思い出してみます。 中田 充君
- ・6月23日は母の誕生日でもあり、私たちの2回目の結婚記念日になります。このような形でお祝いしていただき、本当にありがとうございます。 武田 浩英君

スマイル累計額 174,000円

入会式

本日、武田君・望月君が入会されました。



氏名 武田 浩英

勤務先 ジブラルタ生命保険(株)藤枝営業所
勤務先住所 藤枝市青木 2-7-4



氏名 望月 隆司

勤務先 (株)望月設備
役職 代表取締役
勤務先住所 藤枝市善左衛門 2-20-1

奨学金授与

米山奨学生
フィンティタンさん



会員卓話

村松 繁君



中小企業をとりまく 相続・事業承継の現状と課題 2 ～藤枝ロータリークラブ卓話～

アイマーク株式会社
ファイナンシャル・プランナー 村松 繁

事業承継の事例と課題



親族内承継

メリット

- ・①一般的に内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。
- ・②後継者を早期に決定し、後継者教育等のための長期の準備期間を確保することも可能。
- ・③相続等により財産や株式を後継者に移転できるため、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。

デメリット

- ・①親族内に、経営の資質と意欲を併せ持つ後継者候補がいるとは限らない。
- ・②相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が難しい。
- ・(後継者以外の相続人への配慮が必要)

親族内承継

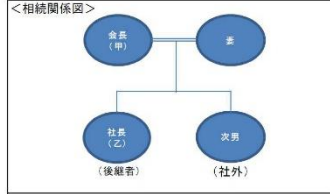
親族内承継の事例①

1/3

【役員退職金の支給と不良資産の処分により、株価を引き下げ、現経営者保有の自社株をすべて後継者へ譲渡した例】

会社の概要

項目	内容
業種	建設業
年間	850百万円
経常利益	30百万円
純資産	120百万円
資本金	40百万円
従業員	65人
役員構成	会長1、社長1
株主構成	
会長(甲)	80%
妻	10%
社長(乙)	10%
自社株の評価額	実行前 90百万円



会社のニーズ

- 後継者(乙)へ自社株を集中させたい。
- 会長(甲)のリタイア後の生活資金を確保したいが、その原資が会社に確保されていない。
- 自社株の移転に伴う税負担を軽減したい。

4

親族外(従業員など)への承継

親族外承継の事例

2/4

検討プロセス

- B社(食品部)の将来における事業の将来性、事業の引継ぎ先の有無を検討した結果、B社を存続させ、従業員(乙)の雇用を継続させるためには、B社の経営幹部乙(甲の親族ではない)を中心とした新体制へ事業を承継させるいわゆるMBOの手法によることが最善の方法という結論に至った。なお、乙は、長年B社に従事しており、業界に精通し、B社の従業員に対する求心力があるという判断からB社の後継者として選ばれた。
- B社の切り離しの方法は、B社が締結している契約の切り替えや、税金上の移転コスト等を検討した結果、B社から引継ぎの対象となる事業(食品部)を会社分割の方法によることにした。
- 引継ぎ対象事業(食品部)の事業価値を算定した結果、30百万円と計算された。

8

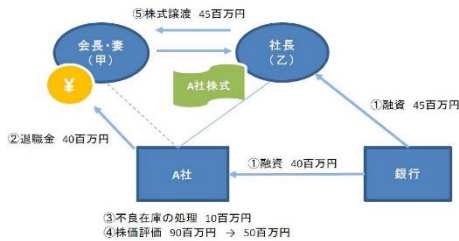
親族内承継

親族内承継の事例①

2/3

対策の概要

- ①銀行は、A社へ役員退職金の原資40百万円、後継者(乙)へ株式購入資金45百万円の融資を行う。
- ②A社は、融資相当の役員退職金40百万円を現経営者(甲)へ支給する。
- ③A社は、不良在庫10百万円を廃棄処分する。
- ④役員退職金の支給及び不良在庫処分後の株価は、90百万円が50百万円に減少する。
- ⑤退職金支給後、会長(甲)保有の自社株(70%)及び妻保有分(10%)を後継者(乙)へ売却する。(売却代金総額:45百万円)



親族外(従業員など)への承継

メリット

- ・①親族内だけでなく、会社の内外から広く候補者を求めることができる。
- ・②特に社内で長期間勤務している従業員に承継する場合は、経営の一体性を保ちやすい。

デメリット

- ・①親族内承継の場合以上に、後継者候補が経営への強い意志を有していることが重要となるが、適任者がいないおそれがある。
- ・②後継者候補に株式取得等の資金力が無い場合が多い。
- ・③個人債務保証の引き継ぎ等問題が多い。

6

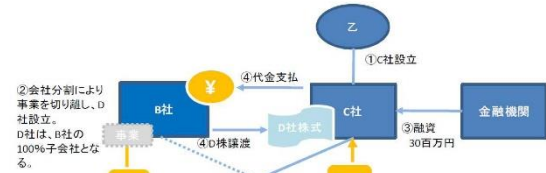
親族外(従業員など)への承継

親族外承継の事例

3/4

対策の概要

- 事業承継の手順は以下のとおり。
- ①乙は、MBOを実行するための受け皿としてC社を設立
 - ②B社は、会社分割により事業を切り離しと同時にD社を設立(分社型新設分割)
 - ③金融機関は、引継ぎ対象事業(食品部)の事業価値相当の融資30百万円をC社に対し実行
 - ④C社は、B社からD社株式を30百万円で取得
 - ⑤C社は、D社と合併



M&A

メリット

- ・①身近に後継者に適任者がいない場合でも、広く候補者外部に求めることができる。
- ・②現経営者が会社売却の利益を獲得できる。

デメリット

- ・①希望の条件(従業員の雇用、価格等)を満たす買い手を見つけるのが困難である。
- ・②経営の一体性を保つのが困難である。

10

親族外(従業員など)への承継

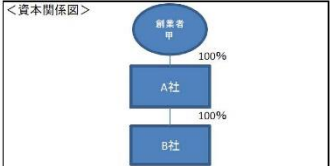
親族外承継の事例

1/4

【会社分割を利用したMBOによる事業承継支援】

会社の概要

項目	内容
A社	
業種	卸売業(美容関連)
株主構成	甲:100%
役員構成	社長1(甲)
B社	
業種	卸売業(食品)
株主構成	A社:100%
役員構成	社長1(甲)



会社のニーズ

- 甲は、今後の事業の将来性と会社の強みを検討した結果、経営資源をA社の事業(美容関連)に集中させる必要があるという結論に至ったため、B社(食品部)の事業をA社から切り離したい。
- A社から切り離す際には、B社の事業の継続に従業員の雇用を確保することを最優先事項としたい。

7

M&A

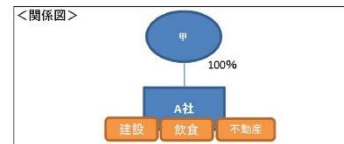
M&Aの事例

1/4

【M&Aを活用した事業承継支援】

会社の概要

項目	内容
A社	
業種	建設業 飲食業 不動産賃貸業
株主構成	甲:100%
役員構成	社長1(甲)



会社のニーズ

- 甲は、数年前、夫である先代社長から相続(その他の相続人は、未成年の子供1人)を受け、事業(建設業、飲食業、不動産賃貸業)を引継いだ。が、相続を受けるまで事業を一切携わっていなかったため、不動産賃貸業を除き、すべて経営幹部に任せきりの状況にあった。
- その結果、経営幹部による会社の私物化が横行し、建設業及び飲食業は業績が著しく低迷している。解決策を検討してほしい。

11

M&A

M&Aの事例

2/4

検討プロセス

- 顧問税理士と経営コンサルタントが連携し、各事業（建設、飲食、不動産賃貸）の業績に基づき、今後の将来性を検討した。
- 建設業は著しい赤字に陥っており、経費削減や従業員の意識改革等の経営努力があったとしても黒字化することは困難という結論に至ったため、廃業することにした。
- 飲食業に関しては、業績が低迷しているもののキャッシュフローがプラスとなっているため、複数の買い手候補先に打診した結果、買い手が見つかり事業譲渡により売却することになった。
- 不動産賃貸業は、過去の実績から安定した収益が見込めるため、甲の今後の生活資金を確保するため事業を継続することにした。
- 建設業を廃業したことに伴い、遊休地となった宅地に関しては、立地条件から相当程度の賃料収入が見込めることから、相続税対策及び将来の相続税の納税資金を確保するため賃貸用不動産を建設して有効活用をはかることとした。

12

事業承継税制とは

税制を活用する？

- ① 手続きに期限があり、複雑
- ② 他の相続人には相続税が増える危険

**活用する？しない？の前に
後継者の選定
自社株対策
をしっかりと行うべき**

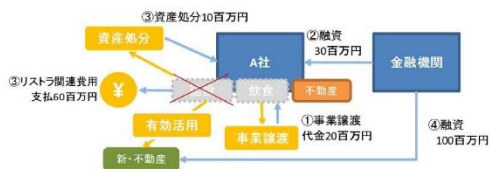
16

M&A M&Aの事例

3/4

対策の概要

- 事業承継の手順は以下のとおり。
- ①飲食業は、事業譲渡により外部へ200万円を売却
 - ②金融機関は、建設業の廃業に係る必要資金として、300万円の融資を実行
 - ③建設業の廃業に伴い、建設業に係る換金可能な資産（遊休地除く）をすべて売却処分(100万円)し、建設業にかかわる従業員は退職させた。退職金及び廃業に伴い発生したコストに関しては、上記融資額、資産処分及び飲食業の売却代金がすべて充てられた。
 - ④金融機関は、上記の他、元建設業の用途に利用されていた遊休地に賃貸用不動産建設のための融資100万円を実行。



13

事業承継税制について



14

事業承継税制とは

平成30(2018)年 税制改正

事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する『事業承継税制』を、今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充

- ① 対象株式数・猶予割合の拡大
- ② 対象者の拡大
- ③ 雇用要件の弾力化
- ④ 新たな減免制度の創設等を行う

15

**6月のお祝い
おめでとうございます！**





ソングリーダー…… 村松 繁君
ソング…… 君が代・奉仕の理想

四つのテスト



《6月の事務局開局日時》

月	火	水	木	金
	1	2	3	4
	10:00~ 16:00	9:30~ 17:00	10:00~ 13:00	閉局
7	8	9	10	11
閉局	10:00~ 16:00	9:30~ 16:00	10:00~ 16:00	閉局
14	15	16	17	18
10:00~ 16:00	10:00~ 16:00	閉局	閉局	10:00~ 16:00
21	22	23	24	25
閉局	10:00~ 16:00	10:00~ 15:00	閉局	10:00~ 16:00
28	29	30		
閉局	10:00~ 16:00	10:00~ 16:00		

※開局日時は変更になる場合があります。
最新の情報は、ホームページでご確認ください。

事務局

〒426-0037

藤枝市青木 1-11-10 アクセス 21

TEL054-647-2300 FAX054-647-2040

E-mail: club1972@fujieda-rotary.org

(担当/辻君)